

自治体病院経営に関する要望

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉の向上のため、議会の議決を経て設立され、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担うなど、社会的使命を果たしてきた。

しかしながら、医師不足・偏在をはじめとする自治体病院を取り巻く多くの問題は、もはや地方自治体が単独で改善することは極めて困難な状況となっている。

今後も、地域のニーズに対応した適切かつ良質な医療を提供するためには、自治体病院の役割に応じた財政支援措置の更なる充実強化とともに、危機的な状況が続いている医師不足等の早期解消を図ることが不可欠である。

よって、国においては、自治体病院経営安定のため、別記事項を実現されるよう強く要望する。

1. 財政措置について

- (1) 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特にへき地医療、高度・特殊医療、周産期医療、小児医療、救急医療などに対し、地方交付税措置等を拡充強化すること。
- (2) 医師の勤務実態を踏まえた処遇改善等にかかる財政支援措置を講じること。
- (3) 医師の負担を軽減するため、看護師、助産師等医療従事者及び医師事務作業補助者の必要人員確保と養成のための財政措置を拡充すること。

2. 東日本大震災被災地の地域医療の確保について

東日本大震災被災地の地域医療を確保していくため、被災地域の自治体病院に対し、全面的な支援措置を講じること。

3. 医師不足・偏在対策等について

- (1) 医師の絶対数を確保するため、医学部定員の更なる増員を図ること。

- (2) 医師の地域偏在を是正するため、医学部入学定員における地域枠の更なる拡大を図ること。
- (3) 医師に対して一定期間の地域医療への従事を義務付けるなど、抜本的な対策を緊急に講じるとともに、都道府県域を越えた実効性のある医師派遣制度を確立すること。
- (4) 都道府県の地域医療対策協議会については、医師派遣を中小病院に安定的にできるようにするなど、その取組に対する支援を充実強化すること。
- (5) 医師の診療科の偏在を改善するため、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立を図ること。また、医師不足が深刻な産科・小児科・外科・麻酔科等については、医師確保のための緊急的かつ実効性のある支援措置を講じること。
- (6) 医師の過重労働の解消等勤務環境の是正を図ること。
- (7) 出産・育児等により離職している女性医師及び看護職員等の復職を促すため、院内保育所の整備や復職研修の充実、短時間勤務制の導入など、働きやすい職場環境の整備を促進すること。

4. 救急医療体制について

- (1) 救急患者の受入不能という事態を防止することはもとより、緊急医療システムの再構築を含め、救急医療体制の確保・充実を図ること。
- (2) 周産期医療及び小児救急医療について、医師確保と地域への均衡ある配置の実現を図るとともに、医療体制の充実強化のための財政措置を講じること。
- (3) 軽度な症状でさえも安易に夜間・休日の救急医療機関を受診する、いわゆる「医療のコンビニ化」が医師の過酷な勤務環境の誘因となるため、医療機関の適切な受診を心がけるよう広く国民に啓発すること。

5. 診療報酬の改定について

- (1) 医師不足が深刻な診療科については、診療報酬の適切な評価を行うこと。
- (2) 医療技術を適正に評価するとともに、病院の運営コストを適切に反映した診療報酬体系とすること。
- (3) 前回の診療報酬改定に引き続き、全体改定率をプラス改定とすること。